

「電子書籍に対応した著作権」（仮称）に係る諸論点について （権利の内容、サブライセンス、出版の義務、消滅請求関係）

1. 権利の内容

（1）現行法における扱い

「設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」（80条1項）

（2）検討事項

- ◆ 「電子書籍に対応した著作権」の権利の内容等
 - 「電子書籍に対応した著作権」として専有させるべき支分権の範囲は何か。
 - 「電子書籍に対応した著作権」として専有させるべき権利は、電子書籍等を制作・配信するにあたり必要な範囲に限定することでよいか。

2. サブライセンス

（1）現行法における扱い

「著作権者は、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製を許諾することができない。」（80条3項）

【参考：規定の趣旨】（『著作権法逐条講義 [五訂新版]』加戸守行 451 頁参照）

- このような規定を設けた趣旨は、著作権が出版を自ら行うことを前提としてこれを引き受けた者に対して設定されたものだからであり、第三者への複製許諾をもその内容とするものであれば、複製権の期限付き譲渡と選ぶところがなくなり、出版者による独占出版を保障するための制度の存在理由を失うことになる。

（2）検討事項

- ◆ 紙の出版物の出版・電子書籍等の配信に係るサブライセンスの取扱い
 - 電子書籍等の配信にあたり、「電子書籍に対応した著作権」の設定を受けた者が、サブライセンスを行うことを認める必要はあるか。
 - 紙の出版物に係る著作権者が、サブライセンスすることが可能であることを明確にするため、現行法を改める必要があるか。
- ◆ サブライセンスを認めた場合における著作権者の関与の在り方
 - 「電子書籍に対応した著作権」の設定を受けた者がサブライセンスをする場合の著作権者の関与の在り方はどうあるべきか。

3. 出版の義務

(1) 現行法における扱い

- ・「複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務」(81条1号)
- ・「当該著作物を^[a]慣行に従い^[b]継続して出版する義務」(81条2号)

【参考】『著作権法逐条講義 [五訂新版]』加戸守行 453・454 頁参照)

- 【a】 出版慣行としての合理的な期間内における品切れ状態 (例：過去の返本率を勘案して二度目の出版を少数に限ったために生じた数ヶ月間の品切れ状態等) を継続出版義務違反とはみない趣旨である。
- 【b】 「継続して出版する」とは、著作物の複製物が常に市場流過程にあるように、少なくとも品切れの状態に至らないよう在庫部数を勘案して出版行為を繰り返すことである。増刷とか再版とかの方法論は問わない。

(2) 検討事項

- ◆ 「電子書籍に対応した出版権」に係る義務の在り方
 - 「電子書籍に対応した出版権」の設定を受けた者は、現行の出版義務及び継続出版義務に相当する義務を負うべきと考えてよいか。他に負うべき義務はあるか。
 - 義務の内容をどうするか。

4. 消滅請求

(1) 現行法における扱い

以下の場合に、複製権者は、出版権者に通知して出版権を消滅させることができる。

- ・ 出版義務違反の場合 (84条1項)
- ・ 継続出版義務違反の場合で、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされない場合(84条2項)
- ・ 複製権者である著作者が、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなった場合で、その著作物の出版を廃絶する場合 (ただし、出版権者にあらかじめ通常生ずべき損害の賠償が必要) (84条3項)

【参考：規定の趣旨】『著作権法逐条講義 [五訂新版]』加戸守行 459 頁参照)

- 84条1項、2項の規定を設けた趣旨は、出版が予定どおり行われなときは、複製権者の経済的収益の効率的稼働を図るために、出版権を消滅させて別の出版者による出版に切り換えることができるようにすることが必要であるためである。
- 84条3項の規定を設けた趣旨は、著作者の公表権と裏腹の関係にある一種の人格的利益を担保する観点から設けられたものである。

(2) 検討事項

- ◆ 「電子書籍に対応した出版権」に係る消滅請求の在り方
 - 現行法と同様、上記3. の義務違反の場合及び自己の確信に適合しなくなった場合に消滅請求を認めることでよいか。
- ◆ 紙の出版物に係る出版権の消滅請求と「電子書籍に対応した出版権」の消滅請求の関係
 - 同一の著作物について、紙の出版物に係る出版権と「電子書籍に対応した出版権」の設定を受けた場合で、いずれか一方の義務違反の場合、消滅請求の範囲はどこまで及ぶか。

(以上)

<参照条文>

著作権法（昭和45年法律第48号）

（出版権の内容）

第80条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 （略）

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

（出版の義務）

第81条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

（出版権の消滅の請求）

第84条 出版権者が第81条第1号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第81条第2号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。